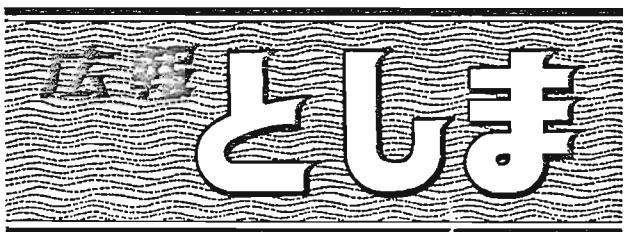


世帯と人口	
4月1日現在	
前月比	
人口	296,931(-1,303)
男	147,203(-847)
女	149,728(+456)
世帯数	131,334(-584)
(住民基本台帳による)	



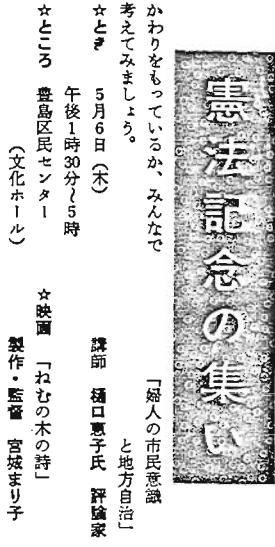
発行 東京都豊島区 豊島区東池袋1-18-1 電話 (981) 1111 〒170 編集 企画部広報課

「手話相談」「一ノ一大」
開催日変更のお知らせ
昨年4月に、東・西両福祉事務所
に手話通訳者を配置しましたが、
その成果もあがり順調に運営され
ております。
このほど、東福祉事務所の相談
日を従前の毎月第一、第三月曜日
(午前中)を、毎月第二、第四火曜日
(午前中)に変更いたしました。
なお、西福祉事務所は従前どおり
毎月第二、第四火曜日の午後で

暮らしと地方自治の中で —憲法を考える—

5月6日 豊島区民センターで

お問い合わせのうえ
ぜひお出かけください



かわりをもつていて、みんなで
考えてみましょう。
☆とき
5月6日(木)
午後1時30分~5時
豊島区民センター
(文化ホール)

☆とう
講師 棚口恵子氏
明治大学教授
講師 和田英夫氏
明治大学教授
「婦人の市民意識」と地方自治」

①利用申請の手続きは
つぎのとおりです
②各種の会合やサークルのつどいなどの会場として、次の施設の一部が利用できるようになります。

③受付時間は、午前9時から午後5時までです。
④使用料は、すべて無料です。

豊島区では、区の公共施設を団
民の皆さんにより、一層活用し

利用目的の拡大と
時間延長で

本年は、憲法が公布されてから
30周年になります。区では、本年から「憲法記念の
つどい」を開催することとなりました。憲法が私たちの「くらしと
地方自治」の中でも、どのようなな

たためくために、6月一日からつどいの改定します。(別表の14
頁) これは、本来の設置目的以外に
利用することとなるので、「多目的利用化」といいます。

(その第二は) 従来の閉館時間を

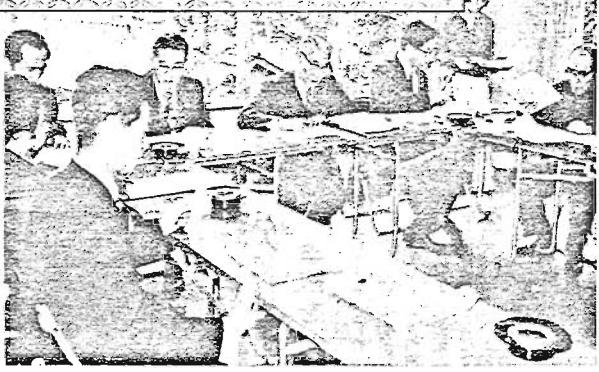
延長することですが、これを「開
設時間の延長」といいます。

また、夜の会合は、夕食をして
から帰まる場合が多く、話し合い
をする時間が少ないのに、閉館時
間を延長してほしいという要望が
強くなっています。

一方、ご承知のように、昨今に
おける自治体の財政状況は、計画ど
おりに施設を建設していくことを
極めて困難にしています。
そこで区では、現在の財政事情
の下で区民の方々の要望にこ
たえていたため、今ある施設を
多目的に利用し、開設時間を延長
することにしました。

利用の際の手続きなどは下記の
とおりです。

集合室がふえます



◎次の施設は、夜間の利用時間が長くなります。

〈時間〉 4月~9月 午前9時から午後10時まで。
10月~3月 午前9時から午後9時30分まで。

施設名	所在地	電話	休館日
巢鴨厚生会館	巢鴨3~15~20	910-9966	・月曜日
池袋東厚生会館	東池袋2~55~6	981-8558	・国民の祝日の翌日
目白厚生会館	目白1~7~11	987-5600	
長崎厚生会館	長崎2~27~18	957-5252	
池袋区民集会室	池袋2~1067	982-9659	・日曜日
要町区民集会室	要町1~59	974-9226	・国民の祝日
南大塚社会教育会館	南大塚2~36~1	946-4301	・月曜日 (ただし、第3日曜日を除く)
千早社会教育会館	千早町2~33	974-1335	・第3日曜日
青年館	池袋2~1035	986-6740	・国民の祝日の翌日

◎各種の会合やサークルのつどいなどの会場として、次の施設の一部が利用できるようになります。

施設名	所在地	電話	利用できる部屋・時間	休館日
老人福祉センター	南大塚3~5~12	984-5896	和室2室(20畳) (42畳)	・日曜日
南大塚ことぶきの家	南大塚2~36~1	946-7355	和室1室(60畳)	・国民の祝日
池袋ことぶきの家	池袋2~1067	982-9658	和室1室(38畳)	・毎月末日
高松ことぶきの家	高松2~34	973-7440	和室1室(36畳)	

〈施設案内〉 60歳以上の方が、1日楽しくすごしていた

だくための施設です。歌や踊りなどを楽しみ、健美や
就職の相談などで利用しています。

勤労青年センター	北大塚1~15~10	915-2334	洋室4室(132m ²)	勤労青年の方方が利用しないときは、いつでも 一般の方が会合に利用できます。
勤労青年センター	北大塚1~15~10	915-2334	洋室4室(132m ²)	・日曜日 ・国民の祝日

〈施設案内〉 勤労青年の方が、音楽鑑賞や楽器演奏、生
花やお茶のけいこ、スポーツ、会合や学習会などの会場
として利用しています

〈時間〉 午前9時から午後10時まで
(10月~3月は、午後9時30分まで)

区施設の多目的利用
と時間延長のために

あなたの街の 施設管理補助員

を募集しています

このほど、区の14施設（一覧下
別表）について、区民の皆さんに身
近に活用いただきたまめ、多目
的利用化と時間延長を行います。
実施に当たり区では、「施設管
理補助員」をつきにより募集して
お問い合わせください。

- ☆勤務先——老人福祉センター、
ことさきの家（南大塚・池袋・高
松）、社会教育会館（南大塚・千
早）、青年館、区民集会室（要町）
のいずれか一所
- ☆勤務時間——▼4月1日～9月
30日（本年は6月1日から）・午
後5時15分～午後10時15分
- ▼10月1日～3月31日：午後5時
15分～午後9時45分
- 二、1100円を支給します。
- ☆申込み——希望される方は、あ
らかじめそれぞれの施設へお申し
出ください。（5月15日（土）ま
で）署名の上「施設管理補助員」
として登録します。
- くわしくは、そなだれの施設へ
お問い合わせください。

温泉と箱根路へ バス旅行で



一人暮らしのおとしよりに

「ひとり暮らしのおとしより」
た、一日でも楽しく過ごしてい
ただこうと、区では春と秋に一泊、
ス旅行を計画しております。

つきだて該当する方は、ぜひお申
込みください。なお定員があります
ので先着順で受け付けます。

☆旅行先「熱海市来宮・豊島荘」
定員は1回につき3名

○当日は着陸婦さんが付添います
なお希望者多数の場合、昨年こ
の旅行に参加された方は、申込
みを遠慮していただく事もあり
ますので、あらかじめご承
諾ください。

対象者は「豊島区在住で65歳以上
の健康なひとり暮らし老人。
実施日は第一回5月27日～28日
第二回6月2日～3日

申込みは所定の申込用紙に内容
を記入のうえ、5月6日から老人
福祉課に自身で提出してください
る。（代理人、郵送、書類に
よる申込みは受け付けません）

◇老人福祉手当の申請を

受付の決定は調査のうえ後日通
知いたします。

病気などのため、寝たきりの状
態で、不自由な毎日を過ごして
いらっしゃるおとしよりの方、少
しでも経済的な負担を軽くする
ため、老人福祉手当をお贈りして
おられます。

◆手当を受けられる方
○区内にお住まいの65歳以上の
方。

①豊島区内に居住していること。
②65歳以上の一人暮らし世帯。
③おひとりの状態が6か月以上

◇老人福祉電話の通話料助成

老婦人福祉課は、申請方法
用紙に記入の上提出していただき
ます。区で要件を調査し、助成の
可否を決定します。

昨年度から「回数無制限の電話」「
料金が半額（50ペント以内）に
なるように内線拨打が居住してい
ない方。

④生活保護世帯、または所得税か
か支給月額八千五百円。
⑤派遣老人ホームなどの福祉施
設に入所していない方。

⑥4月、8月、12月の年3回
お問い合わせは老人福祉課（区
総務課26-1）までどうぞ。

区 分	手 数 料 額	戸籍の謄・抄本		除籍の謄・抄本		戸籍の記載事項証明		除籍の記載事項証明		戸籍簿の閲覧		上質紙使用の届出		届等の受理証明書		戸籍簿の閲覧		上質紙使用の届出		届等の受理証明書		
		一	通	一	通	一	通	一	通	一	通	一	通	一	通	一	通	一	通	一	通	
戸籍の記載事項証明	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通
除籍の記載事項証明	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通	100円	戸籍簿の閲覧	一	通

5月1日から変わります

戸籍の謄・抄本は一通三〇円に
なります。

改正される手数料のおもなも

のはつきのとなりです。

なお、戸籍の謄抄本を郵便で

お問い合わせください。

戸籍の手数料は

△事務開始資金（年利3%）

○事業継続（3%）

○技能習得（無利子）

○就職支援（年利3%）

○住宅（3%）

○生活性（3%）

○結婚（3%）

○学資金（無利子）

婦人・母子福祉資金のご利用を

○就学支度資金（無利子）
○奨学金（厚生大臣の指定
するものは無利子、他は3%）
母子福祉資金のみ）

なお、申込みの際には都内にお住

まいの保証人が一人必要です。

返済の方法は

が、各資金の詳細については、福

祉課福祉係（内線2625）まで

お問い合わせください。

お問い合わせは

区内に6か月以上お住まいの

25歳以上の方で、配偶者がいな

いか、また配偶者の扶養を受け

られない方。

25歳未満の方で、配偶者がいな

いか、または配偶者の扶養を受け

られない方（ごく親子兄弟姉妹など

など）、または所得控除が認められ

た場合は、母子福祉資金を貸してお

ります。

△事業開始資金（年利3%）

○事業継続（3%）

○技能習得（無利子）

○就職支援（年利3%）

○住宅（3%）

○生活性（3%）

○結婚（3%）

○学資金（無利子）

「軽自動車税」の税額が改正に

「地方税法の一部を改正する法律」が、去る3月31日国会で成立し、同日に公布されました。

この改正により、軽自動車税の税率が別表とのおり値上げされま

す。すなはち、今月15日に郵送する「軽税通知書」は、改正された税率によつて課税されております。

※お問い合わせは、豊島区役所に納入してください。

おとう重ねてお詫びいたします。

※くわしくは

区役所に納入してください。

※お問い合わせは、豊島区役所に納入してください。

おとう重ねてお詫びいたします。

区 分	旧(年額) 円	改正(年額) 円	原動機付自転車		軽自動車及び小型特殊自動車	
			乗用	貨物用	乗用	貨物用
総排気量が50CC以下のもの	500	650				
総排気量が50CCをこえ、90CC以下のもの	800	1,000				
総排気量が90CCをこえるもの	1,000	1,300				
二輪のもの(側車付のものを含む)	1,500	2,000				
三輪のもの	2,000	2,500				
四輪以上のもののうち	4,500	5,200				
		5,900				
乗用	2,500	2,900				
自家用	3,300					
もっぱら雪上を走行するもの	1,500	2,000				
二輪の小型自動車	2,500	3,300				

